

令和3年度八幡おうえん飲食券 取扱店募集要項

1. 取扱店資格

取扱店は以下のいずれかとし、京都府の「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所」（以下「ガイドライン推進事業所」と省略）ステッカーが交付（キッチンカーを除く）された店舗とします。

- ・八幡市内で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し営業している店舗。
 - ・食品の製造業の営業許可を取得し八幡市内で小売販売を行っている店舗。
 - ・飲食店営業（自動車）許可を取得し申請者の住所が八幡市内であるキッチンカー。
- ※「ガイドライン推進事業所」の申込については、ガイドラインに基づく感染症対策を実施した上で、八幡市商工会など、ステッカー交付窓口に申し込んでください。

取扱店から次の事業者を除きます。

- ①スーパーマーケット・コンビニエンスストア
- ②暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が代表者として、もしくは経営に実質的に関与している団体、その他暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など

2. 申し込み

八幡おうえん飲食券（以下「飲食券」と省略）の取扱いを希望する事業所は、指定の申請書に所定事項を記入のうえ、添付書類（営業許可証の写し及びステッカーの交付を受けていない場合は、「ガイドライン推進事業所」ステッカー申込書）とともに、以下へ提出してください。

- ※「ガイドライン推進事業所」申し込みをすでに行っており、八幡市商工会以外に行った場合は、申し込みしたことがわかる書類等を添付してください。
（店舗にステッカーを掲出している写真等を提示でも可。）

提出先

1 八幡市商工会

2 持参もしくは郵送

※郵送の場合は、到着後商工会から連絡します。連絡がない場合は、お問い合わせください。

3 お問い合わせ

八幡市商工会

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋5-9-9

TEL 075-981-0234

3. 登録

取扱店資格の確認を行ったうえ、登録します。取扱店として登録した際は、八幡市から登録証を発行します。なお、登録されなかった場合は、別途通知します。

4. 飲食券の取扱い

飲食券の使用期間は、令和3年11月1日（月）から令和4年2月28日（月）を予定しています。定められた期間に限り、額面金額に相当する店舗内での飲食並びに飲食物の持ち帰り及び宅配に係る取引のみに使用していただきます。ただし、感染症の影響等により使用期間を変更する場合がありますので、八幡市からの連絡にご留意ください。

次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- ①ギフト券、各種金券、プリペイドカード等
- ②原材料の仕入れ、買掛金の支払い等業務用の取引

5. 取扱店の順守事項

- ①取扱店であることがわかるよう、配布したポスターを見えやすい場所に掲示してください。
- ②京都府の「ガイドライン推進事業所」ステッカーを掲出し、ガイドラインに沿った感染症対策を実施してください。また、今後、京都府からの新たな要請やガイドラインが示された場合は、それに準じた対応を行ってください。
※本市職員が巡回訪問する場合があります。適切な感染症対策が行われていない場合、登録を取り消すことがあります。
- ③説明会を9月頃に開催しますので、必ず出席してください。
- ④消費者が利用される飲食券について、受け取って問題ないか確認してください。
※複写時に浮かび上がる「隠し文字」が確認できる、明らかに色合いが違うなど、偽造された飲食券と判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、指定する連絡先にすみやかに報告してください。
- ⑤飲食券を受け取った場合は、再流通を防止するため、必ず裏に使用済であることが分かるよう目印を付けてください。
- ⑥取扱店は、飲食券の交換、譲渡及び売買を行うことはできません。

6. 換金

飲食券を受け取った取扱店は、次のとおり換金精算します。

- ①取扱機関 八幡市で選定した事業者が換金精算の事務を行います。登録後、事業者から指定口座情報の問い合わせと換金方法を記した資料等の送付を行います。
- ②換金方法 使用済み飲食券に伝票を添え、換金期間内に取扱機関へ指定の方法により送付することで、換金請求ができます。請求の頻度は月2回としており、伝票、送付に係る封筒は事業者が用意します。送料の負担は原則ありません。
- ③入金 飲食券の額面金額をもとに、飲食券の到着から2週間を目安に指定口座に入金します。
- ④換金期限 令和4年3月中旬を予定しています。
期限内に到着するよう発送してください。期限を越えた場合は換金できません。
- ⑤手数料 取扱店による換金手数料や振込手数料の負担はありません。
※換金ツールの受け渡し及び換金方法の詳細は説明会でお知らせします。

7. 募集の締切

第1次募集の締切：令和3年8月20日（金）午後5時 必着 【期日時間厳守】

第2次募集の締切：令和3年11月30日（火）午後5時 必着 【期日時間厳守】

※第1次募集の締切は取扱店一覧（チラシ等）掲載の期限となります。

※第1次募集締切後も第2次募集締切日まで随時募集を行い、ホームページ等で取扱店として掲載する予定です。

～取扱店 登録要件～

確認欄	要件
<input type="checkbox"/>	①京都府の「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所」ステッカーが交付された店舗である。
<input type="checkbox"/>	②次のいずれかの要件を満たしている店舗である。 <ul style="list-style-type: none">・八幡市内で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し営業している。・食品の製造業の営業許可を取得し八幡市内で小売販売を行っている。・飲食店営業（自動車）許可を取得し申請者の住所が八幡市内にあるキッチンカー。
<input type="checkbox"/>	③取扱店募集要項取扱店資格の除外事業者ではない。